

岩手県告示第475号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中部農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成27年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年5月22日から同年8月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）